

第三者評価結果

事業所名：ダイアナ保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 </div>	b
<コメント> 理念、保育目標は明文化され、パンフレットやホームページ等に記載され、園の玄関にも大きく掲示され、いつでも見ることが出来ます。園独自の保育活動『五つの育ち』を日常的に実践し、子どもたちの心身の成長を育んでいます。保護者に対しては、「ダイアナ保育園しおり」に保育理念・目標などを記載し、毎年の「オリエンテーション」で丁寧に説明しています。職員は理念・基本方針を行動規範として保育に取り組んでいますが、園内研修や職員会議等により、尚一層の周知が図られることが期待されます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 </div>	c
<コメント> 園は事業経営を取り巻く環境と経営状況を把握し、保育事業を展開しています。周辺のマンション等の新設状況の変化や、コロナ禍が3年間続く中での保育ニーズの変化を把握しています。園では、地域の保育のニーズが現在は横這いしないしは、やや低下傾向にある状況を把握していますが、具体的なデータの収集には至っていません。今後、社会福祉事業全体の動向や、地域での環境変化の動向を、数値で具体的に把握・分析し経営に生かすことが期待されます。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 </div>	c
<コメント> 園長は法人の会議に毎月参加し、全社の経営状況や取組課題を把握しています。法人の役員は園の経営課題を共有していますが、法人としての組織的な課題への取組や、職員への周知等の活動は実施できていません。園は職員体制の不足を課題としており、増員に向け取り組んでいますが、コロナ禍という状況も加わり、課題解消に至っていません。職員と課題を共有し、採用活動の課題への取組と共に、職員の定着化に向けて多面的且つ具体的な取組が期待されます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 </div>	c
<コメント> 園では法人と一体となって、2014年（平成26年）保育園の移設・新築に向け中期計画を作成し、実行して来ましたが、今回は中期計画書の確認ができませんでした。中期計画を策定し、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容の策定が課題です。また中期計画では、地域との交流・貢献や保育の質の向上をテーマにして、取り組む計画内容等に数値目標や具体的な成果を設定することが期待されます。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 </div>	c
<コメント> 中・長期計画を反映した単年度の計画の策定が望まれます。実行可能な具体的な計画内容としては、1.保育理念 2.保護者との信頼関係構築 3.保育環境整備等の項目それぞれに、具体的取組内容を策定して取り組む事が期待されます。単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容とすることができます。中・長期計画が策定されていない為、C評価となります。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 事業計画はあらかじめ定められた時期、手順に基づいて策定され評価されています。現在は計画策定時に、職員等の参画や意見の集約・反映が十分にはできていません。職員の意見は、年度末の保育の振り返り（自己評価）などで、保育実践の改善や専門性の向上に生かされていますが、事業計画に反映できていません。また、食育方針や研修計画等は職員の参画のもと策定されていますが、策定のタイミングが事業計画作成時期とずれる為、内容は都度、職員に会議等で周知され理解を促すための取組を実施しています。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 事業計画の主な内容である年間行事計画などは、オリエンテーション等で説明しています。更に各行事ごとに保護者に内容を理解してもらえるように工夫して、詳しく説明しています。尚、事業計画の主要な内容となる保育計画や食育計画、また職員の研修計画等は各種委員会や専門リーダー会議等の開催時期の関係で、策定の時期が遅れる為、事業計画とは公表時期をずらして、別途保護者や職員に周知されています。現在はコロナ禍の為、保護者会等はできていません。園では事業計画の保護者への周知・説明は不十分と捉え課題としています。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 保育の質の向上に向けた取組は事業計画のトップに保育目標として掲げられ、組織的に実施されています。日々様々な話し合いを実施し、振り返り改善へつなげています。クラス会議も各クラスごとや、乳・幼児ごとなど都度実施されています。組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に関する取組を実施しています。全職員の自己評価は年度末に実施され、集計結果は職員に報告され、園の課題として取り組まれています。また、保護者にも公表しています。	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 改善計画の策定にあたっては、評価結果を分析し、園として取り組むべき課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定し取り組んでいます。自己評価の評価結果は保護者用・職員用をそれぞれ掲示して周知しています。職員用に関しては反省を生かし、次年度に繋げられるよう話し合いを行っています。今後、取組事項が事業計画にも明記され、改善取組が推進されることが期待されます。	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> 園の運営規定に園長の役割が明記されています。ホームページには園長のメッセージや園の特徴である『五つの育ち』・「知育」「教育」「徳育」「体育」「食育」の取組が紹介されています。運営規定には主任の役割も明記され、災害・事故等における園長不在時の主任への権限委譲等を明確にしています。園長は園の経営・管理に関する方針と取組、並びに自らの役割と責任について、会議等で表明・周知すると共に、広報誌等に掲載し表明することが期待されます。	

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 園長は遵守すべき法令等を十分理解しており、法人が実施する毎月の理事会に参加し、法令順守の意識を保持しています。園の運営にあたっては利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保っています。職員に対して遵守すべき法令等を個々の場面では指導できていますが、定期的な会議や研修会では実施できておらず課題としています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p><コメント> 園長は、保育の質の向上に向け、組織内に具体的な体制を構築し、職員が直面する課題について職員と面談し、職員の意見に耳を傾けて対応しています。また職員に課題解決の支援として外部研修の情報を提供し、受講を推進するなどの取組も実施しています。尚、保育の質の現状についての定期的、継続的な評価・分析や、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための定例的な、具体的取組は今後の課題としています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p><コメント> 園長は経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っています。また、法人理事長とも毎月定例で会議を実施し検討しています。組織の理念や保育目標の実現に向けて、職員の人員配置や働きやすい環境整備等に取り組むと共に、音楽・英語・体育などの活動は毎週、茶道は毎月それぞれ専門講師を外部から招き、保育の質の向上と保育士の負担軽減に取り組んでいます。現在、コロナ禍という状況で職員不足が解消しておらず、増員を課題としています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b
<p><コメント> 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針は確立しています。園は7階建てビルの1～5階を保育園として使用しています。各クラスのフロアが分かれている為、保育士同士の日常のコミュニケーションが取りづらくなっており、保育士の一体感の醸成が難しい環境にあります。園長は職員の各種資格取得の支援や、新規採用の職員の紹介制度等の検討を始めて、職員のスキルアップや効果的な採用活動の取組に努めています。今後の人材確保が期待されます。</p>	
<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	c
<p><コメント> 人事基準（採用、配置、勤務規定等）は人事規定に定められていますが、昇給・昇進・昇格等の基準は職員等に周知されていません。職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度は園長・主任と職員との面談等で評価されています。若い職員が多い中、結婚・妊娠・育児が気兼ねなく安心して出来る事業所づくりを目指していますが、人員不足が課題です。人事管理については、職員に園の理念・保育目標に則した「期待する職員像等」を明確に示すことが期待されます。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	b
<p><コメント> 各職員が置かれている生活の状況を把握し、子育て中の職員や妊娠中の職員に対し配慮しています。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認する等、職員の就業状況を把握して、制度が享受できるよう勤務シフトを調整し配慮しています。現在は人員不足が課題ですが、職員はお互いに声掛けして、それぞれの職員の個性をみんなでもって把握して、個々の職員の力が発揮できるよう取り組んでいます。</p>	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<コメント> 現在、園では年に1回、園長・主任と職員との面談が行われていますが、職員一人ひとりの目標設定や目標達成への取組・管理は実施されていません。また、法人並びに園として「期待する職員像」等育成の目標とする職員像は明示されていません。園長は現在、職員育成に向けた目標管理の導入を課題と捉え検討しています。次年度より目標管理制度が導入され、職員とのコミュニケーション強化を通して育成に役立てることが期待されます。	
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> 経験年数、習熟度に応じて外部研修を受講してきましたが、昨年からは新型コロナ禍で外部研修は殆ど中止となり、キャリアアップ研修と乳児保育研修だけの受講になっています。園内では職場でのOJT研修と、園内研修が実施されています。園内研修は職員に必要とされる専門技術を専門リーダーが中心となって研修内容を検討して企画し、年間4回実施されています。研修には非常勤職員も参加しています。園が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、体系化された研修計画策定が期待されます。	
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント> 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われています。園では独自の取組として指導役のほかに、相談役を設置して一方的なOJT教育にならないようサポートして成果を上げています。階層別、職種別、テーマ別の外部研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施していますが、今年は新型コロナ禍の為、殆ど中止されて受講できていません。行政が実施するリモート研修等の活用が期待されます。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント> 実習生等、保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを整備しています。園では指導者を決めて学校側と実習内容について連携してプログラムを整備し、各実習生に合わせた実習が行えるよう計画を立て実施しています。実習期間中は実習生と毎日振り返りの時間を設け、学びに繋がられるよう配慮しています。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	
<コメント> 園のホームページでは保育園の理念や保育目標、保育の内容「五つの育ち」などと合わせて、財務諸表や収支情報等が適切に公開されています。園長の保育にかける思いも伝えています。園のパンフレットには保育理念や保育目標のほか、1日の保育スケジュールや年間行事、外部講師による音楽・英語・体育・茶道の授業内容も紹介しています。地域に向けて、理念や保育目標、園で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌の配布が期待されます。		

<p>【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント> 園では毎月法人の理事長と理事が来所し、経営会議が実施され、経営状況の検討と確認が行われ、透明性の高い適正な経営が推進されています。園における事務・経理は担当者が実施し、園長・主任が管理しています。園での金銭の取り扱いは、文房具購入などの小口現金と一時保育等の集金業務等に限られ、経理処理は本社で一括して担当しています。法人は社会福祉法人会計基準に則り財務情報を明らかにし、公表しています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

<p>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b

<コメント>
2014年、7階建てビルの新築に伴い、1~5階が保育園スペースとして認可され、園は新たなスタートを切りました。コロナ禍以前は、園庭開放や一時保育事業、育児相談などを定期的実施して来ましたが、現在は中止し、コロナ禍が終息した時点で再開をしたいと考えています。以前は地域交流事業としてバザーを実施して来ましたが、コロナ禍で地域イベントもほぼ中止されています。小学校の校庭を借りた運動会も中止しています。外部からの活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示や配布で情報提供を行っています。

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a
---	---

<コメント>
コロナ禍で現在はボランティアの受入れはできていません。以前は地域の学校教育に協力し、近隣の中学生の職業体験の依頼で、幼児と中学生の体験交流を実施し中学生が保育士の仕事の一端を体験しています。今後も引き続き連携を図り、ボランティア活動に積極的に協力していく予定です。ボランティア受入れについてはマニュアルが完備され、必要な研修や支援を行っています。

<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	b

<コメント>
子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握して、連携して活動しています。朝の受入れの際や、着替えの時に気づいた体のあざや傷を把握して、写真に撮り、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、児童相談所など関係機関や区の担当者などと連携しています。また、児童相談所から依頼を受け、子どもを見守り対応し連携するケースもあります。地域の関係機関・団体とのネットワークをさらに有効に活用することが期待されます。

<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	b

<コメント>
コロナ禍の為、園庭開放や一時保育などは現在中止していますが、環境が改善し、職員の体制が整った段階で再開したいと考えています。特に一時保育はその後の入園につながるケースも多く、園の活動としても重要と位置づけています。育児相談は地域の方からの電話での相談が多くなっています。園では運営委員会の開催や民生委員・児童委員との連携が現在はありません。地域の関係機関・団体・各種委員との連携により地域の具体的な福祉ニーズの把握と情報交換の実施が期待されます。

<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
--	---

<コメント>
全体的な計画に地域への行事参加として近隣施設への訪問、作品掲示への提供などを目標に掲げ明文化しています。園の特徴として毎年、年長児は法人の運営する埼玉県嵐山にある老人ホームへの訪問・お泊り保育・農業体験(田植え・稲刈り)を実施しています。老人ホームでの入居者との交流は大変喜ばれる活動になっています。近隣住民等と、災害時の協力体制の構築に向けて話し合うと共に、心肺蘇生訓練などを消防署の指導のもと行うなど支援の取組を実施しています。園の専門的な情報を地域に還元する取組が期待されます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育を行っています。子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて、性差への固定的な観念等を植え付けないように気を配っています。また、国籍、障害等で差別することがないように配慮しています。宗教などにも配慮した給食提供や活動をしています。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、その都度会議等で話し合っていますが、定期的に話し合うことが望まれます。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<p><コメント> 子どものプライバシー保護について、職員は基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢、意識を十分に理解しています。個人情報保護マニュアルを整備し、職員への研修等によりその理解を図っています。着替えの際はロールカーテンを閉めたり、プールの戸外での着替えはブルーシートで覆うなど配慮しています。また、情報を共有する場合は個人名が分からないようにイニシャルにするなどの配慮をしています。保護者へも園内や子どもに対してのスマホでの撮影等禁止の協力を呼びかけています。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p><コメント> 保育園を紹介する資料は保護者の視点に立って、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっています。ホームページも写真を多用し分かりやすい工夫がなされています。利用希望者の電話には個別に説明をしています。園見学を実施しパンフレットの配布や質疑応答など丁寧な対応をしています。「園のしおり」は毎年職員全体で見直しをしています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p><コメント> 保育の開始や保育内容の変更の際には、保護者の意向に十分に配慮し、保育の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等を分かりやすく説明しています。入園のしおりなど定められた様式に基づいて説明しています。慣らし保育に関しては通常10日程ですが、子どもの様子や保護者の意向に配慮し調整しています。外国籍の家庭にはメールや手紙で情報提供する際には個々に声掛けして説明したりルビ付きの書類にするなど、対応を工夫しています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 園の利用が終了した時に、子どもや保護者に対し、その後の相談方法や担当者について説明しています。同法人内の学童クラブの説明会やお便りを配布し、卒園後の援助にも力を注いでいます。また、園の開所時間以外の時間帯も職員が園携帯電話を常に所持し、対応できるような体制づくりをしています。保育の継続性を確保するための対応策としてその後の相談方法や担当者について説明していますが、書面でも伝える工夫が期待されます。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 保育士は日々の保育の中で、一人ひとりの子どもが、園の安全な環境下で安心して意欲的に過ごし、その生活についてある程度の満足感をもって過ごしているかを汲み取っています。行事後には毎回アンケートをして、子どもや保護者の満足に関する調査をし、会議等で話し合い、次回につなげています。保護者への個別の相談面接や聴取等でも利用者満足を把握しています。保護者の個別の意見に対しては検討しメール等で回答しています。今後は、利用者満足に関する調査等を定期的に行い、改善課題の発見や対応につなげることが期待されます。</p>	

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】 苦情解決規定を定め、重要事項説明書に「苦情相談窓口」として、受付担当者、解決責任者、第三者委員2名を記載し、保護者に説明しています。受付方法として面接、電話、文書などの方法があることも示しています。また玄関には意見箱を設置しています。日ごろから、苦情に繋がりそうな案件は記録に残し、職員に全体周知を図ったうえで必要に応じて検討しています。苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしています。苦情解決の仕組みを分かりやすく説明した掲示物を掲示されることが期待されます。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 相談においては、日常的に接する職員以外にも相談窓口を設置し、相談内容において複数の相談方法や相談相手を用意しています。送迎時のやり取り等、日常的に保護者との話し合いの機会を持ち、意見箱の設置や行事後のアンケート等複数の方法を整備しています。保護者から申し出があった場合は記載者以外の職員でも対応できるようにしています。また、落ち着いて話ができるように別室を用意しています。保護者が相談したり意見を述べたい時の環境は整備されていますが、掲示等によって分かりやすく保護者に伝えることが期待されます。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 苦情に関わらず、保育の内容や生活環境の改善等に関する保護者からの意見や要望・提案等には積極的に対応しています。意見箱の設置やアンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っています。苦情があった際は、職員全体に周知し、解決に向けて早急に取り組んでいます。相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討について定めたマニュアル等を整備しています。今後は対応マニュアルの定期的な見直しが期待されます。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> ヒヤリハット、事故報告や事例等を収集しています。保育の質の向上の観点から、職員全体で周知し、情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を検討・実施するための取組が行われています。事故発生時の対応と安全確保についてマニュアル等を整備し、施設内外の環境整備や職員への研修を行っています。安全委員会を設置し、毎月の安全点検チェック表を用いて事故防止や危険個所の見直しを都度行っています。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症の予防・対応については、対応マニュアル等を整備したうえで、責任者を明確にした緊急時対応を含む安全確保のための体制を確立しています。安全委員会を中心として感染症の予防や安全確保について勉強会等を行い、検討・評価・見直しをしています。感染症の流行時には職員会議で各クラスの状況を共有し、感染を広げないための対策について一斉メールや掲示板等で保護者にも注意喚起を行っています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 安全委員会が中心となり、災害発生時における全職員の役割分担、対応体制を決め、周知徹底しています。避難訓練は避難訓練年間計画を立て、洪水・竜巻訓練や誘拐防止訓練なども含め、毎月実施しています。消防署の指導のもと、心肺蘇生の訓練や消火訓練も実施しています。栄養士が管理者となり食料や備品等の備蓄リストを作成し、備蓄を整備しています。備蓄にあたっては、アレルギー児に配慮しアレルギーフリーの物を準備しています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a
<p><コメント> 園における子ども一人ひとりの発達や状況等を踏まえた標準的な実施方法を適切に文書化し、一定の水準・内容を常年实现することを目指しています。業務マニュアルにはデイリープログラムに即した、朝の受入れから個々の処理について職員の基本的な対応方法を示しています。基本的な保育・支援に関するものだけでなく、保育の実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮、環境に応じた手順等も明示し、職員へ周知徹底しています。各クラスで保育計画を立て、それぞれの子どもの個性に着目した対応を行っています。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<p><コメント> 標準的な実施方法については、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しをしています。保育日誌には毎日の活動状況・反省評価を記載し、主任・園長が確認しています。週案や毎月の指導計画、年間指導計画においても評価・反省を記載して主任・園長が確認しています。定期的に見直すことで、PDCAサイクルによって保育の質に関する検討が継続的に行われています。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの心身状況や保護者の生活状況を把握し、子どもと保護者にどのような保育実施上のニーズがあるかを明らかにするためにアセスメントを行っています。アセスメントにより子どもと保護者の具体的なニーズを個別の指導計画に明示しています。指導計画の作成にあたっては栄養士も参加し、外部の関係者、保護者の意向把握と同意を含んだ手順が定められています。アセスメントから指導計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定めています。新型コロナウイルスにより指導計画を立て直すなど臨機応変に取り組んでいます。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<p><コメント> 保育日誌を通じて毎日、保育の反省・評価を行っています。計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況など、保育の質の向上に関わる課題等を明確にしています。そのうえで保育の質の向上に結びつくような取組を行っています。指導計画の変更の際は赤字で訂正して過去のものと比較しながら見直せるようにしています。また、反省を次に生かせるように記録を保管しています。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a
<p><コメント> 指導計画に沿ってどのような保育が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したかについて具体的に記録しています。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように主任が指導しています。職員会議、クラスの話し合い、乳児会議、幼児会議、安全会議、各種行事会議、リーダー会議等定期的に会議を開催し、情報共有や話し合いをしています。各クラスの子どもの様子を書面におとし、全体で共有できるようにファイリングしています。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供等については、個人情報保護規定によって適切に管理しています。園が保有する子どもや家族の情報は個人的な情報であり、その流出は子どもや家族に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しないような徹底した管理体制をとっています。ネットなどのツールを使用する際は園児の名前は出さないように留意しています。保護者には個人情報の取り扱いについて説明し、園内での子どもの写真撮影や情報公開は禁止の協力を呼びかけています。</p>	